

College Football in U. S. A. —その商業主義化とマスメディアとの関係を中心に—

平 井 肇

1. はじめに

現代のアメリカ社会では「スペクテイタースポーツ」は、多数の人々の日常生活の一部になっている。ある調査によれば、アメリカ国民の4人に3人の割合で少なくとも週に一度はテレビでスポーツ番組を楽しみ、4人に1人は年間20回以上も球場や体育館に足を運ぶ⁽¹⁾。

その中でもフットボールへの関心は、一般に野球やバスケットボールよりも高いとの結果が出ている⁽²⁾。1979年の資料によれば、プロフットボールの年間観客動員数は約1300万人、大学フットボールのそれは3500万人であった⁽³⁾。1984年のシーズンでは、一試合に平均5万人以上の観客動員があった大学は29あり、その最大はミシガン大学（University of Michigan）で、約10万3千人であった⁽⁴⁾。また優秀な成績を残した大学チームを招待して行われる元旦の4大ボウルゲーム（Orange, Sugar, Cotton, Rose）を茶の間で見ることは、多くの人たちにとって新年の恒例行事である。

数多い「スペクテイタースポーツ」の中でも大学フットボールは、競技そのものの魅力もさることながら、郷土愛や愛校心といった付加価値的な要素も加わり、さらには発達したマスメディアに乗ってアメリカ国民を魅了しているのである。アメリカの大衆社会を語る上で、見逃せない社会現象をひとつであると言ってもよいであろう。

この「スペクテイタースポーツ」としてのフットボールの文化的意義も大きい、同時に経済的インパクトも大きい。大学フットボールは当事者が好むと好まざると、巨大なスポーツ産業の主要な一部を形成している。

本稿ではこのような大学フットボール、さらには大学対校運動競技（Inter-collegiate Athletic）プログラム全体の運営面において、商業主義化、そのな

かでも特に、マスメディアが果たした役割について整理する。そして現在の大学フットボール、さらには大学スポーツプログラム全体の抱える問題点の理解を深めることを目的とする。

2. 大学フットボールとNCAA

「全米大学対校運動競技連盟：National Collegiate Athletic Association」（以下NCAAと記す）は全米の大学における対校スポーツを統括する団体であり、自らの基本政策を以下のように定めている。

「大学での運動競技の運営は、教育制度の主要な部分になることを意図されている。NCAAの根本的な目的は、教育活動の不可欠な部門としての対校運動競技活動と、学生全体の中の不可欠な集団としての運動競技者を支援することにあり、大学運動競技とプロフェッショナル・スポーツの間の明確な境界線を維持することである。加盟校の対校運動競技の運営を管理する取り決めは、入学許可、経済援助、選手資格、新人選手勧誘活動といった競技者に関する基本的問題のためのものである。加盟校はこの取り決めに従って、それを実行することを義務づけられており、加盟校がこの義務の実行を怠った場合には、それに対して連盟は強制プログラムの適用を行使する。⁽⁵⁾」

具体的にはNCAAは、フットボールを始めとして男子24、女子20の運動競技を実施しており⁽⁶⁾、それらの競技の規則や規約の制定や改正、各種選手権試合の実施、加盟校や選手の監督と指導等を行っている。大学スポーツに関する全ての権限は、究極的にはNCAAの本部に集中されるシステムである。

この組織には1984年現在791校が加盟しており⁽⁷⁾、主にスポーツプログラムの規模や競技力、さらには大学の対校運動競技にたいする理念などによってⅠ部からⅢ部に分けられている。フットボール部を持つ大学は、Ⅰ部189校、Ⅱ部122校、Ⅲ部196校の合計507校である⁽⁸⁾。Ⅰ部はⅠ-AとⅠ-AAに分類され、一般的にⅠ-A所属校の方がⅠ-AAの学校より競技力も運営規模でも優っている。

NCAAは今日大学スポーツ界に君臨する存在であるが、設立当初からこのような巨大な組織であったわけではない。⁽⁹⁾アメリカにおけるフットボールの起源は、独立戦争後に英国よりもたらされたものであるが、19世紀後半には東部の大学を中心としてラグビーともサッカーとも異なるアメリカの独自なスポー

ツとして盛んになっていった。⁽¹⁰⁾

それが19世紀末から20世紀の初頭にかけて、このスポーツが中西部への普及して行き、それと並行してフットボールでの負傷や暴力事件が社会問題化した。⁽¹¹⁾⁽¹²⁾ そのような状況のもとで、フットボールに関する規則と規約を検討するために、1905年に“Intercollegiate Athletic Association”という委員会が発足し、1910年にはN C A Aと改名したのである。⁽¹³⁾ 以後N C A Aはフットボールだけでなく、他の競技にも関係して行くのであるが、初期のN C A Aは、各学校やそれらが所属するリーグやカンファレンスが独自に定めることが困難な問題を討議し解決を図る任意団体的性格が強く、ましてやN C A Aは、加盟校の活動を規制したりするだけの権限をほとんど有していなかったと言ってよい。

しかし、40年代も後半になるとフットボール部の運営規模も拡大され、それに伴って例えば新人選手の勧誘、選手の資格、選手権試合の開催などに関連する問題が多発していった。これらの解決のために統一基準を設定し、第三者すなわちN C A Aが監視することが以前にも増して必要となっていった。ここにN C A Aの権威が相対的に高まり、中央集権化が促進された。また組織の規模の拡大とともに、官僚制的な機構への整備もなされていったのである。

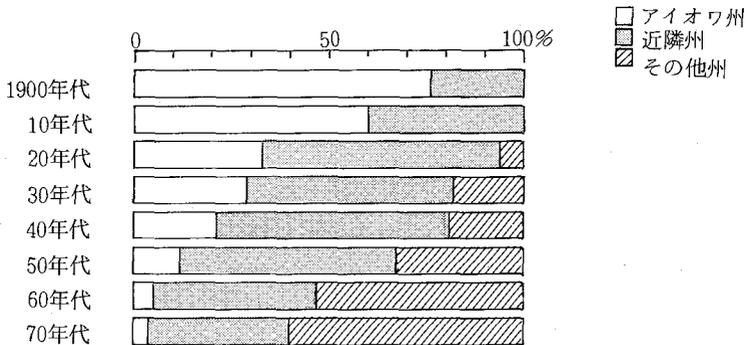
大学スポーツ、特にフットボールプログラムの規模拡大とN C A Aの権限強化の背景の説明には、しかしながらこれらの内的な要因だけでは当然不十分である。外的要因としては科学技術の進歩、その中でも特に交通機関とマスメディアの発展が重要である。

航空機を中心とする交通網の整備は、それまでは州内および近隣州の学校との交流が主であったカレッジフットボールの活動を全国的規模へと変容させていった。図1は、アイオワ州立大学(Iowa State University)⁽¹⁴⁾のフットボール部の対戦相手の地域性を時代順に示したグラフである。アイオワ州内の学校との対戦が減少した分、遠隔地の学校との対戦が増えている。ここに対戦校同士のインフォーマルな取り決めや所属リーグ内での協定で十分であったものから、より広範囲は規模での活動をコントロールする機関が必要になった背景がある。

さらにマスメディアの普及、そのなかでも1952年に開始されたテレビジョンによる試合の生中継が、今まではせいぜい地方ラジオ局の電波と地方新聞の届く範囲内のいわゆる『地方区』的なものであったカレッジフットボールを、

『全国区』的なものへと変えて行くのに大きな貢献をした。

図1 アイオワ州立大学フットボール部対戦相手：1900-1979年



source: *Cyclone Football '81*, Athletic Department,
Iowa State University, 1981. pp. 111-115 より作成

(注) 近隣州：イリノイ、ウイスコンシン、ミネソタ、サウス・ダコタ、ネブラスカ、カンサス、ミズーリ。

このテレビ放映に関しては後で詳しく述べるが、各大学は様々な理由から放映の企画と実行に関する権限をNCAAに委ねたのである。その結果、必然的に放映権料の分配や放映される試合の決定といった重要な部分を支配するNCAAの権限は、ここに一挙に強化されていったのである。

こうした大学フットボールを取り巻く環境の変化の中で、大学間にもフットボールやスポーツプログラム全体に対する理念の相違、運営規模や競技力の差が次第に顕著になっていった。50年と60年代は、テレビ放映の開始・普及および交通網の整備による活動範囲の拡大等によって、一部有力校のフットボールプログラムの規模が飛躍的に拡大され、その結果NCAAの中央集権体制が確固たるものとなった、いわゆる「産業化されたフットボール (Industrialized Football)⁽¹⁵⁾」時代の幕明けの時代であった。

それに続く70年代と80年代前半は、加盟校の多様化が進むなかで、NCAAの管理体制からのより自由を求める大規模有力校の間の対立が激化し、組織の構造と機能が徐々に変革することを余儀なくされる時代であると位置づけることが出来よう。

3. 大学フットボールの存在意義

初めにも述べたが、アメリカ社会においては、「スペクテイタースポーツ」としての大学フットボールの果たす役割は大きい。

それでは一体当事者である選手と大学は、フットボールプログラムをどのように位置づけているのであろうか。

選手・学校とも、当然第一にフットボールの持つ教育的意義を強調する。例えば「スポーツ活動は教育活動の一環であり、教室では得られないものが得られる機会を提供してくれる」とか「運動奨学金なしでは高等教育を受けられなかった若者にも教育の機会が与えられた」といったような主張である。⁽¹⁶⁾

しかし、現実には必ずしもこのような肯定的な面ばかりではない。⁽¹⁷⁾ 入学に関係する不正行為、取得単位の不足、一般学生と比べて低い卒業率などが示すように、運動選手に関係する問題は多く、学業が大学での第一の目標ではない学生も多数存在することも事実である。かれらが目指すものとは、プロフェッショナルフットボール選手として成功するために必要なフットボールに関する技術を修得することと、個人や大学の華々しい実績によって就職（ドラフト）の際、自分の価値（契約金）を高くすることである。全員とはゆかないまでも、かなりの数の選手が、大学をプロ選手を目指すための職業訓練的な場所として位置づけているといえる。⁽¹⁸⁾

一方大学側にも、フットボールプログラムを大学のために利用しようとする意図は明確である。マスメディアを通して流されるスポーツ活動によって、在校生やその家族、また同窓生の学校に対するアイデンティティの確立と強化、一般大衆に与える学校のイメージアップや知名度の高まりといった社会心理的効果は大きい。⁽¹⁹⁾

しかも同時に入学志願者の増加や寄付金の増大といった経済戦略的な面でも、フットボールプログラムは重要な手段となり得るのである。Sackは、州立大学の場合、時にはフットボールの成績が、大学全体の予算に関する州政府の支出金とも関係することすらあると述べている。⁽²⁰⁾

また対校運動競技を管轄する体育局（Athletic Department）の運営についても、表1のアイオワ州立大学の例からも推測できるように、フットボールに関係する収入は、全体収入のかなりの部分を占める。Big-8連盟収入とは、この大学が所属するリーグからの分配金であって、その大部分はフットボール

試合の放映権料などのフットボールに関係するものである。

表1 アイオワ州立大学体育評議会予算
1982-83年

単位：千ドル

収入		支出	
(男子)		(男子)	
フットボール	2302 (38.8%)	フットボール	1634 (30.1%)
バスケットボール	379 (6.4)	バスケットボール	508 (9.4)
野球	-----	野球	158 (2.9)
陸上	2 (0)	陸上	202 (3.7)
水泳	-----	水泳	119 (2.2)
テニス	-----	テニス	38 (0.7)
ゴルフ	-----	ゴルフ	33 (0.6)
レスリング	86 (1.4)	レスリング	203 (3.7)
器械体操	6 (0.6)	器械体操	114 (2.1)
(女子)		(女子)	
バスケットボール	1 (0)	バスケットボール	125 (2.3)
陸上	-----	陸上	161 (3.0)
ゴルフ	-----	ゴルフ	56 (1.0)
器械体操	-----	器械体操	67 (1.2)
ソフトボール	-----	ソフトボール	83 (1.5)
水泳	-----	水泳	85 (1.6)
テニス	-----	テニス	44 (0.8)
バレーボール	-----	バレーボール	67 (1.2)
(その他)		(その他)	
学生活動費	450 (7.6)	男子トレーニング室	218 (4.0)
BIG-8 収入	600 (10.1)	女子トレーニング室	55 (1.0)
大学補助金	1093 (18.4)	男子広報係	124 (2.3)
利息	150 (2.5)	女子広報係	39 (0.7)
同窓会財団	802 (13.5)	同窓会財団	135 (2.5)
登録商品販売	55 (0.9)	一般支出	1122 (20.7)
その他	10 (0.2)	登録商品販売	36 (0.7)
合計	5936 (99.9%)	合計	5424 (99.9%)
	(日本円：約15億4千万円)		(日本円：約14億1千万円)

Source: Iowa State University Athletic Council Budget Summary

1982-83より作成

また男子バスケットボールの名門で、この競技の財政的貢献度が高いと想像されるノースカロライナ大学 (University of North Carolina at Chapel Hill) においても、全収入の中で、フットボール入場券販売が29%、放送権収入は10%⁽²¹⁾であった。

同窓会基金とは、卒業生や一般市民からのスポーツプログラムの運営のための寄付金である。マスメディアの効果が、間接的ではあるにせよ、これに与え

る影響は大きいことは容易に想像できる。

総合的に言えることは、収入はフットボールとバスケットボールに相当の部分に依存しているが、支出は他の種目にも万遍なく分配されているということである。そしてこの両種目の主な収入源は、入場料収入と試合の放映権料であるといえる。これは他のN C A AのI部に所属するような大規模校でも共通な傾向であるといえよう。

特に入場料収入は価格やスタジアムの収容能力といった問題があり、画期的に増大させるのが困難であるのに対して、テレビの放映権料の収入はこのような困難を伴わない。各大学がメディア収入に熱い視線を送るのは納得が行く。

では次にフットボールにおけるテレビ放映の持つ意味と、それに関するN C A Aの役割について整理を試みる。

4. 大学フットボールとマスメディア

先にも述べたが、マスメディアと今日の大学フットボール界が抜き差しならない関係になった発端は、1952年のフットボールの試合のテレビの生放送の開始である。この時、各大学は独自にテレビ局と放映の契約を結ばず、N C A Aにその全ての権限を委ねた。それは一体何故であったか。

まず第一に、大学にはテレビ放映によるメリットを予想できても、同時に第一の収入源であった入場券販売に、テレビ放送が及ぼすマイナス効果を懸念する空気が支配的であったからである。実際、N C A Aに委託された調査によれば、試合の中継があった地域では観客動員数は減り、反対に中継のなかった所では増加したとの結果が出た。⁽²²⁾ここに大学側は、テレビ放送の魅力を感じつつも、無制限に放映をすることは問題であると判断したのであった。

第二の理由は、テレビ放送がある特定の学校に偏ったならば、その結果、各学校は学校間の『競争のバランス』が崩れる可能性を危惧したからである。テレビ放映の直接のメリットは、放映権料が入ることであるが、当時それは、今日とは比較にならない程わずかなものであった。実際が一番のメリットは、電波に乗って流されることの宣伝効果であって、テレビはその学校のフットボールプログラムだけでなく大学自身の知名度をも高めてくれるということであった。特に新人選手の勧誘の際には、非常に有効な材料となる。⁽²³⁾その結果優秀な選手が特定の大学に集中して、戦力にアンバランスが生じる可能性もあった。

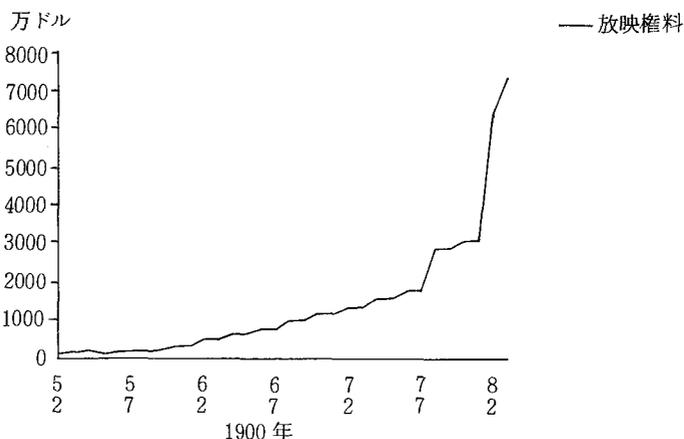
スポーツ、特に大学フットボールのような「スペクテイタースポーツ」では、勝敗も勿論大事な要素ではあるが、ビジネス的観点からすれば、「勝つ」「勝ち続ける」ことは必ずしも常に得策ではない。例えば佐藤はプロ野球産業について、「一方が勝って他方を市場から淘汰するのでは、プロ野球産業は成立しない。この点が競争の質において他の産業とはまず異なる実質的特性である⁽²⁴⁾」と述べている。同様の認識が大学フットボール関係者にもあったといえる。試合の興味を半減させることは観客数の減少、ひいては大学スポーツプログラムの運営そのものにも影響を及ぼしかねない。NCAAの言葉によれば、「運動競技と教育のプログラムに逆効果⁽²⁵⁾」を及ぼすものであったのである。

このような背景によって、テレビ放映を管轄する「テレビ委員会」がNCAA内に設置され、この委員会が以後テレビ放映のコントロールを行う機関として機能するのである。

NCAAは1952年、NBCと114万ドルで契約を結び、NCAAは年間放映試合数、一校が一年間に登場できる試合数、放映権料の分配等を設定した⁽²⁶⁾。

以後NCAAは、三大ネットワークの一局としか、しかも一年か二年契約しか結ばなかったので、NCAAの契約をテレビ局側が大体において飲むといった『売手市場』であり、放映権料は着実に上昇した(図2参照)。

図2 テレビ放映権料：1952—1982年



source: NCAA, 1984 *NCAA Football Television Committee Report* 1985, p. 34より作成

それが1981年にはこれまでの原則を破り、ABCとNBCの二つの放送網と四年契約を結び、契約金は飛躍的に増大するのであった。この背景には、宣伝効果といった社会心理的要因と、放映権料といった経済的要因の両方から、テレビ放映のより一層の拡大とその分け前を求める大規模校（I-A校）の圧力があったことは否定できないであろう。NCAAは、組織の有力メンバーである大規模校の要求を受け入れて行くことによって、自らの統括団体としての権威を維持して行ったと言える。

テレビ放送から波及するこれらの問題は、今やNCAAと加盟校の関係、大学フットボールあるいはスポーツプログラム全体の姿を変えてしまうくらいのインパクトを持つようになって行ったのである。

5. 大学フットボールと経済カルテル

1981年4月、NCAAはABC、CBSと1982年から85年の4シーズンに渡って総額2億6300万ドルの契約を結んだ。内容は基本的には以前のものと変わりはないが、放送局が二つになったためにテレビ放送される試合の総数は増え、一校の登場回数の上限枠も引き上げられた。

しかし、ここに現在の大学フットボール界を象徴するような事件が起きたのである。すなわち、1982年9月、オクラホマ大学（University of Oklahoma）とジョージア大学（University of Georgia）がオクラホマシティー地方裁判所に、NCAAのテレビ放映契約は「独占禁止法」に違反するとの訴えを起こしたのである⁽²⁷⁾。

両大学の主張の要旨は、NCAAのテレビ放映案によって、1. 製品、つまりフットボールの試合の不当な価格の設定と流通の制限が行われている、2. 市場での集団ボイコットが形成されている、3. 加盟校フットボール試合放送で独占的支配権を行使することは出来ない、と言うもので、その結果NCAAの結んだ契約は無効であり、放映権はその大学自身にあると主張した。

これに対しNCAAは、この組織は大学スポーツの教育的目的のために結成された自己規制的性格を有する団体であるとして、全面的に争う姿勢を示した。

この訴訟は「スポーツの社会的分析」の視点からすると、次の二点で重要な意味を持つ。第一に、チームを一つの単位としてでなく、「十二球団一単位説」⁽²⁸⁾や「競争のバランス」⁽²⁹⁾といった言葉で代表される「各球団（ここでは大学フッ

トボール部)の共存共栄を本質」とする一般産業とは異なる特質によって、スポーツ組織は法的に「独占禁止法」の除外事項として認められるかと言うことであった。第二には、この法律は、NCAAのような非営利的で教育目的を第一とする自己規制の組織にも適応されるのかどうかと言うことであった。

第一の問題については、プロスポーツ界ではしばしば法的にも問題になってきた。歴史的には、プロスポーツ・リーグ、特に野球の大リーグを「独占禁止法」の例外ケースとみなす考えが定着していた。しかし1953年の *Toolson v. New York Yankees* ⁽³¹⁾ の判決は、プロスポーツにも「独占禁止法」が適応されない根拠は何処にもないとした。しかし、裁判所はこの制度で長年運営されてきたので、判決結果を即刻実施することは困難であるとの見解を示し、実施に関する権限を連邦議会に委ねた。⁽³²⁾ 以後プロ野球を初めとするプロスポーツ・リーグを経済的にカルテルとみなし、「独占禁止法」に違反するとの法的見解は定着したが、議会は何ら具体的行動は取らなかった。しかし根本的改革はなされなかったものの、選手あるいはクラブによる挑戦によって、彼等の主張は次第に認められて来た。

第二の問題については、1970年代中期までは、教育機関や専門団体といった非営利的な組織は「独占禁止法」に触れないといった解釈が定着していた。⁽³³⁾ しかし、これも、1975年の *Goldfarb v. Virginia State Bar Association* 判決によって、この慣習が覆された。NCAAのような『利益を目的としない教育機関も、「独占禁止法」の対象となり得ることがここに示唆された。⁽³⁴⁾

ではスポーツに関心を持つ法律学者やスポーツ社会学者は、この問題をどのように捉えているのであろうか。結論を先に言えば、大学スポーツ界でもNCAAを統括団体として、カルテルが形成されているとする見方が一般的である。⁽³⁵⁾

例えば Koch は、「NCAAは大学スポーツの分野で競争を制限し、収益の可能な限りの最大化を図るさまざまな欲望を持つ『大学会社 (University-farm)』によって構成されている経済カルテルである」⁽³⁶⁾ と規定している。また Reisner は、NCAAは、学生一運動選手へ奨学金といった報酬に制限を設定し (price-fixing)、大学が雇ってよいコーチの数を制限し (market allocation)、テレビ放映に関する契約を一括して結び (group boycotting)、規約違反者には制裁を加える、といった行為を取っているからして、「独占禁止法」に触れると

の見解を示した。⁽³⁷⁾特にテレビ放送に関する取り決めは、「生産高を制限するための水平的競争者の協定であり、視聴者に届けられるカレッジフットボールの量を制限している⁽³⁸⁾ので、シャーマン法（独占禁止法）に違反している」と主張している。

一方「NCAA—カルテル説」に反対する人々は、当然スポーツの持つ教育性や公共性、スポーツ組織としての特殊性を根拠に、NCAAの規制は「理にかなった規定（Rule of Reason）」⁽³⁹⁾と主張する。

6. *Oklahoma, U. v NCAA*

1982年6月に始まった裁判は、同年9月15日に判決が言い渡された。⁽⁴⁰⁾裁判長は、原告の主張を認め、「(NCAAによる)フットボールのコントロールは、価格の設定と生産高の制限をするための競走者間の水平合意を形成しており、そのコントロールは集団ボイコットを構成しており、連盟(NCAA)は大学フットボールのテレビ市場で、独占的権限を有している」との判断を下した。

NCAAはこの判決を不服として、1983年5月に控訴審に控訴したが、同年6月23日に控訴審も両大学の主張を支持する判決を下した。⁽⁴¹⁾

NCAAは、当然この判決も不服として、連邦最高裁判所に上告したが、連邦最高裁判所は、1984年6月27日、7対2でこの訴えを却下し、下級審の判決を支持する決定を下した⁽⁴²⁾のである。

多数派を代表して意見書を書いたStevens判事は、「(NCAA放映案によって)各自がお互いに争い合う自由は失われ、生産高は制限された⁽⁴³⁾」と述べ、「消費者の好みに答えておらず、消費者による価格設定と選択の権利が無視されている⁽⁴⁴⁾」と判断している。さらに判事は、この放映案は「NCAA全体をカヴァーするテレビ放映権に値段をつけたテレビ局しか入札出来ないという理由からしても、競合するものを市場から締めだしている⁽⁴⁵⁾ので、自由市場の場合にはあり得た番組が、NCAA放映案によって葬り去られている」として、「自由競争を妨げるような支配力を、NCAAはこの放映案によって保有していることは明らかである⁽⁴⁶⁾」と結論づけている。

最後に判事は、大学スポーツにおけるNCAAの役割について、「NCAAは、大学スポーツにおけるアマチュアリズムの伝統の維持に、重要な役割を果たしている。NCAAがその役割を演じるために、広い範囲での自由裁量は必

要であり、高等教育における学生運動選手の保護は対校スポーツを盛んにし、多様性を生みだし、またシャーマン法の目指すところとは矛盾しない。しかし N C A A の役割は、シャーマン法に触れることなしに、さもなければ滅びてしまうような伝統を保持することである。つまり生産高を制限することは、この役割から逸脱している⁽⁴⁷⁾と述べている。

つまり最高裁は、N C A A の教育的あるいはスポーツの分野での役割の重要性を認識しながらも、テレビ放送に関するコントロール権は、生産者である大学と、消費者である視聴者の両方に不利益をもたらす『ビジネス』の制限であると断定した。ここに大学フットボールは、少なくとも「スペクテイタースポーツ」といった観点からすれば、プロスポーツと何ら変わらない『商品』であるといった法的解釈がなされたのである。

連邦最高裁判所の判決の結果、N C A A のテレビ放映に関する権利は喪失し、1982年に結ばれた放映契約は無効になった。ここに、原則的には各大学がどの放送局とも自由の放映契約を結んでよいことになったのである。

判決後一シーズンしか経過していないので(1985年7月現在)、事態は非常に流動的であるが、以下の二つの兆候が見られる。

第一に、テレビ放映に関する限りでは、同じような歴史・理念・規模・競技力の大学が、リーグや団体のもとに再編成されつつあるが、全体をまとめるだけの能力や権限を持つ組織や個人は、まだ現れていない。

I部A校の中で、63校は、ABCとその系列のケーブルテレビ局ESPNと、総額2120万ドルで独占契約を結び、I部A校の残りの中で29校は、CBSは960万ドルで契約を結んだ⁽⁴⁸⁾。その外にも所属するリーグやグループごとに、全国ネットワークのケーブル局と契約が結ばれ、中には大学が単独でケーブル局と契約を結んだ所も出てきた⁽⁴⁹⁾。ここで問題なのは、別々のテレビ局と契約したグループの学校同士が対戦したときに、どちらの局に放映権があるかということである。現実はこの種の問題は、1984年シーズンだけでも二度起き、どちらも解決が法廷に持ち込まれた⁽⁵⁰⁾。

このことから理解できるように、もはや大学間の紛争を当事者同士で解決する能力どころか、それを調停する機関さえも、少なくともテレビ放送に関する限り存在しなくなったと言える。

もう一つの現象は、スポーツとマスメディアの間には、資本主義の論理が貫

徹され、売り手としての大学側の地位は相対的に低くなったと言うことである。

大規模校は再編成されたグループやリーグごとに全国放送網や地方局、さらにはケーブルテレビ局とも契約を結ぶことが出来た。だがすべての大学がこの恩恵にあずかっただけではない。戦力的にも知名度でも、あるいは大都市圏に位置しないといたようないわば『市場の魅力』に欠ける学校には、放送収入が入らなくなった。しかも有力校といえども、NCAAの保護の下で強力なカルテルを形成していた時と比較すれば、すべてがテレビ局の主導型になって行った。その結果、一試合ごとの単価は下がり、薄利多売傾向がおこり、『値くずれ』現象が早くもおきてきている⁽⁵¹⁾。またテレビ局主導型体制による影響は、試合の日時の変更といったように試合そのものにも現れてきている。

こうした状況のなかで、大学フットボール界の混乱を収拾し、秩序の回復を求める動きも始まってきた⁽⁵²⁾。しかしこれはNCAAにその役割を求めるものではなく、主に学長が中心となって大規模校のフットボールプログラムのみを統括する団体を組織しようとする方向に向かっている。

7. 考察

では我々は、この一連のテレビ放映権問題をめぐる大学フットボール界の混乱から何を学び取ることが出来るであろうか。

まずスポーツとマスメディアの相互依存関係は抜き差しならない所まで行っており、スポーツ側が自律性を保持することは非常に困難な状態にまで進展しているということである。大学がスポーツプログラムの充実・拡大を図れば図るほど財政規模も膨張し、その結果マスメディアからの収入への依存度も高まる傾向がある。ここにまさしく、大学側の主体性の喪失、マスメディアへの従属の危険性がある。

規約・規則の面でも、『テレビ受け』を狙って、直接試合に関係するルールの変更や、年間試合数の増加といった可能性がある。テレビ局を喜ばすことは、必ずしも選手やスタジアムに足を運ぶ観客を喜ばせるとは限らない。学生はウィークデイの緊張した生活からの解放感を満喫するために、また卒業生は旧友に会い、郷愁にひたりに長い時間ドライブして、フットボールを見に来る。秋の土曜の午後のフットボール観戦は、多くのアメリカ人の生活のなかで、重要な部分を占めている。それがテレビ局の都合で、ナイターになったり、12月

の寒い日に変更されたりするのである。

選手も練習や試合に時間を取られ、授業への出席が困難になったり、一般学生との交流の機会が少なくなったりする。大学が事あるごとに強調するアマチュアリズム、教育的意義は一体どうなるのであろうか。

また大学フットボールは、歴史的には特定の学校との対校戦を基盤として発展して来た。たとえ戦力に差があっても、伝統が選手や観客の気分を盛りあげる。そこに大学スポーツの存在意義の重要な部分があったように思える。『テレビ受け』のために、競技力の魅力のみが重視され、大学スポーツ発展で重要な意味をもっていた伝統的なものは捨て去られる可能性もある。人がスポーツに魅了されるのは、競技そのものの魅力だけではない。

マスメディアにより、フットボールを始めとする大学スポーツプログラムは、着実に変容していつている。

ではこのような大学スポーツは一体誰のためにあるのであろう。選手のためか、大学のためか、マスメディアのためか、それともその背後にある商業資本のためか。あるいはそれを見る一般大衆のためか。そしてこれは一体何のためにあるのか。

前にも触れたが、関係者は教育的意義をまず挙げる。しかし大学スポーツの歴史と現状を見れば、決してそれだけではないことは明白である。

教育的意義にしても、例えば「シェークスピア文学とエリザベス朝英国社会」といったような講義を聴講し、学位を取得することのみが教育なのか。大学は教養を養うための場所でもあるが、同時に将来に備えて、職業に必要な知識や技能を得る所でもあるはずである。それならば何故、エンジニアを目指して実験室での研究をすることが奨励され、その一方でフットボール選手といった職業を目指し練習に明け暮れる選手は批判されるのであろうか。どちらも将来設計のための職業訓練機関として、学校をみなしているのには相違はないはずである。

また Michener も述べたように、⁽⁵³⁾アメリカの大学にはスポーツを通して、大衆に娯楽を提供する義務がある、あるいは大学、一般大衆もそう考えている節がある。これは多分、大学、特に Land-Grant 法によって、19世紀中期より盛んに創設された州立大学の建学の理念とも深く関係していると思われる。大学スポーツには「スペクテイタースポーツ」的要素が、本来から備わっていたのである。

他にも前述したように、大学スポーツプログラムが大学全体の財政に与える影響も小さくはなく、大学側も当然それを意識して、利用しようとしていることは明らかである。

このように大学スポーツは、選手や一般学生の教育効果だけではなく、社会への娯楽提供といった貢献、大学への経済的貢献といった多元的任務を同時に背負わされているのである。過激な言葉を使うならば、スポーツはよってたかって誰からも利用されているのである。

このような大学スポーツを取り巻く背景からして、この裁判所の経済的側面を認めた上での判決は、ごく当然のものであったと言える。

大学スポーツの教育的側面ばかりを強調して、他の側面を見ようもしない日本の関係者にとっては、理解の範囲を越えるものがあるかも知れないが、フットボールを中心としたアメリカの大学スポーツは、今後もこれらの多面的性格の間のバランスを取りながら、進んで行くことになるであろう。

日本の大学スポーツ界も、今後マスメディアや商業資本の影響を受けて、アメリカ型に近づく可能性もある。その時、アメリカの事例は、貴重な先行例となるであろう。

(注)

- (1) *Miller Lite Report on American Attitudes Toward Sport*, Miller Brewing Co., 1983, p.17.
- (2) Leonard, Wilbert M. II, *A Sociological Perspective of Sport*, 2nd ed., Burgess, 1984, pp. 8-9.
- (3) *ibid.*, p. 3.
- (4) *Report of the 1984 NCAA Football Television Committee*, NCAA, 1985, p. 24.
- (5) *NCAA Manual*, NCAA, 1985, pp. 7-8.
- (6) *NCAA Annual Report*, NCAA, 1985, p. 32.
- (7) *ibid.*, p. 27.
- (8) *ibid.*, pp. 30-31.
- (9) NCAAの歴史については、以下の文献を参考にした。Koch, James V., and Wilbert M. Leonard II, "The NCAA: A Socio-economic Analysis: The Development from Social Movement to Formal Organization," *American Journal of Economics and Sociology*, 1978: 37: 2: 225-239.
Stern, Robert N. "The Development of an Interorganizational Network: The Case of Intercollegiate Athletics," *Administrative Science*

Quarterly, 1979 : 24 : 2 : 242-266.

- (10) Riesman, David, and Reuel Denney, "Football in America: Study in Cultural Diffusion," *American Quarterly*, 1951 : 3 : 4 : 309-319.
- (11) 勿論これらの問題は以前にもあった。これについてはSack, Allan L., "Yale 29- Harvard 4: The Professionalization of College Football," *Quest*, 1973 : 19 : 24-40. が参考になる。
- (12) Moore, John H., "Football's Ugly Decades, 1893-1913," *Smithsonian Journal of History*, 1967 : 2 : 49-68.
- (13) Rader, Benjamin G., *American Sports: From the Age of Folk Games to the Age of Spectators*, Prentice-Hall, 1983, p. 142.
- (14) アイオワ州立大学 (Iowa State University) は中西部・平原州の大規模州立大学8校が組織するBig-8 Conferenceに所属する。大学全体また体育局の規模で、おおまかに言ってI部189校中20-50位くらいに位置する学校である。
- (15) Riesman and Denney, *op. cit.*, p. 309.
- (16) 典型的な肯定的見解としては、ルイヴィル大学バスケットボール部監督David Crumの "Sports Benefit Students-athletes and Local Communities," *The Center Magazine*, 1982 : January-February : 16-20がある。
- (17) 大学スポーツの問題点を報道したもののものでは Michener, James A., *Sports in America*, Fawcett, 1976, pp. 219-333, Underwood, John, "Foul Play in College Football," *Sports Illustrated*, May 19, 1980, pp. 36-72, Vance, N.S., "'Bigger and Better' or 'Smaller and Saner,'" *Chronicle of Higher Education*, November 2, 1983 が参考になった。
- (18) 例えばフットボール界の強豪ブリガム・ヤング大学で1975と1976年に4年生であった者20名の内、学位授与者は5名(25%)、1976年にプロに在籍するこの学校出身者5名のなかで、学位授与者は1名(20%)であった。同様にオクラホマ大学では、それぞれ36名中20名(56%)と16名中4名(25%)であった (Eitzen, D., Stanley, and George H. Sage, *Sociology of American Sports*, Wm. C. Brown, 1979, p. 225)。
- (19) "Homecoming," *Sports Illustrated*, October 22, 1979, "Hold that Tiger: Big Game at Mizzou!" *Sports Illustrated*, September 1, 1980.
- (20) Sack, Allan L., "Big Time College Football: Whose Free Ride?" *Quest*, 1976.: 27 : winter : 87-96.
- (21) *1982-83 Athletic Association Budget*, Unpublished paper, University of North Carolina at Chapel Hill, 1983.
- (22) NCAA Football Television Committee, *Football Television Briefing Book*, NCAA, 1981, pp. 1-2.
- (23) Michener, *op. cit.*, pp. 238-239.
- (24) 佐藤隆, 『プロ野球協約論』, 一粒社, 1983年, 頁45。
- (25) NCAA Football Television Committee, *op. cit.*, p. 1.
- (26) *ibid.*.
- (27) この裁判の内容と影響については、一部を東京体育学会1985年度大会で報告

した。

- (28) 本多淳亮, 下山瑛二, 「プロ野球の契約関係 (一)」『法学雑誌』, 第7巻 第3号, 1960年, 頁105-156。
- (29) Rozell, Pete, "Professional Sports: The View of Owners," Eitzen D. Stanley, (ed.), *Sport in Contemporary Society*, St. Martin's Press, p. 307.
- (30) 佐藤, 前掲書 頁46。
- (31) *Toolson v. New York Yankees*, 346 U. S. 356 (1953).
- (32) Select Committee on Professional Sports, "Professional Sports and the Law," Eitzen, (ed.), *op. cit.*, p. 280.
- (33) *Report of the 1984 NCAA Football Television Committee*, 1985, p. 16.
- (34) *ibid.*.
- (35) Koch, James V., "A Troubled Cartel, the NCAA," *Law and Contemporary Problems*, 1973: 38: 1: 135-150, Reisner Carl L., "Tackling Intercollegiate Athletics: An Antitrust Analysis," *Yale Law Journal*, 1978: 87: 3: 655-679, Sage, George H., "The Intercollegiate Sport Cartel and Its Consequences for Athletes," *Arena Review*, 1979: 3: 3: 3-8.
- (36) Koch, *op. cit.*, p. 135.
- (37) Reisner, *op. cit.*, pp. 658-663.
- (38) *ibid.*, p. 661.
- (39) その代表的意見を述べたのが, 自らも全米を代表するフットボール選手であった連邦最高裁判所の White 判事である (52 U.S. Law Week 4928)。
- (40) *Oklahoma, U. v. NCAA*, 707 *Federal Report 2nd Series* 1162 (1983).
- (41) *Oklahoma, U. v. NCAA*, 546 *Federal Supplement* 1276 (1983).
- (42) *Oklahoma, U. v. NCAA*, 52 U. S. Law Week 4928 (1984).
- (43) *New York Times*, June 28, 1984.
- (44) *ibid.*
- (45) *ibid.*
- (46) *ibid.*
- (47) *ibid.*
- (48) *Chronicle of Higher Education*, August 1. 1984.
- (49) *Chronicle of Higher Education*, August 29. 1984.
- (50) *Chronicle of Higher Education*, August 29. 1984 and November 21. 1984.
- (51) *Chronicle of Higher Education*, January 9, 1985.
- (52) *Chronicle of Higher Education*, March 13, 1985.
- (53) Michener, *op. cit.*, p. 237.

筆者の住所: 186 東京都国立市東3-15-17。